

「優れた業績による返還免除制度」の申し込みについて

大学院第一種奨学生のうち本年度にて貸与終了する方で、申請資格を満たし“少しでも自分が対象になるのでは”と思ったら、ぜひこの制度に申請することをお勧めします！

返還免除者には、当該課程在学中に受給した第一種奨学金額の全額または半額が免除されます。

**申込要項の入手方法は、書面での配付や
研究科指定のホームページからのダウンロード等、
所属の研究科事務所によって異なります。**

所属の研究科事務所の指示に従ってください。

(奨学課ではありません)

1. 申請資格 : 次の①②③全てを満たす者

①2004年度以降に採用された大学院第一種奨学生で、2024年3月に貸与を満期終了する者(2023年度途中満期を含む)、または2023年度中に貸与終了の者(2023年9月修了者や2024年3月短縮修了者を含む)

※満期終了以外の貸与終了者(2024年度日本学術振興会特別研究員の採用者を含む)は、辞退のための「異動願」を2024年1月末日までに奨学課へ必ず提出してください。未提出の場合は申請資格がありません。

②在学中の課程において、自分の専攻分野で、別表に掲げる「返還免除の対象業績一覧」の「対象業績」に該当する業績をあげた者。

③返還誓約書を提出した者(原則採用時に提出済)

2. 申請書類の提出期日・場所

所属の研究科から公表された要項に従ってください (研究科によって異なります)。

3. 申請書類

- ①「業績優秀者返還免除申請書」(所定様式)
- ②業績を証明する書類(必ず「業績を証明する書類 表紙」を書類毎につけてください)
- ③進路報告(MyWaseda (<https://my.waseda.jp:443/menu/1407>)からの進路報告)

4. 推薦者発表および返還免除認定者の発表

○大学の推薦者発表 : 3月下旬(予定)に所属の研究科を通じてお知らせします。

○免除認定者の発表 : 7月下旬(予定)に日本学生支援機構から直接、返還免除額(第一種奨学金貸与額の全額または半額)等について通知があります。

選考は、所属研究科で別表をもとに学内および学外の業績について総合的に評価を行い、大学の選考・推薦を経て、日本学生支援機構が最終的に決定します。

別表 「 返還免除の対象業績一覧 」

以下の項目のうち、所属の研究科の定める業績（学内および学外）が《**対象業績**》となります。

自分の業績が所属研究科の定める業績に該当するか否かは、所属する研究科に確認してください。

No.	業績の種類	日本学生支援機構の評価基準
1	学位論文 その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。
2	大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。
3	大学院設置基準第16の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物 (上記1及び2に掲げるものを除く)	上記1及び2に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。
8	音楽、演劇、美術その他 芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果をおさめる等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
10	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。
11	その他機構が定める業績	返還免除内定者は、日本学生支援機構が定める貸与奨学金の停止または廃止の事由（貸与奨学規程第19条第2項又は第21条第1項）に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること。